

ひろばちがさき

No.941

新政ちがさき

2011年9月22日 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1市役所内0467 (82) 1111

新政ちがさき有志
岸 正 明 87-8766
こいそ妙子 52-6731
和田 清 84-9969
よしかわ和夫 86-0032
西田 淳一 83-7293

市役所新庁舎基本計画 (素案) 議会に提出!

市役所新庁舎基本計画のたたき台が、市議会の公共施設整備対策特別委員会に提出されました。今回の基本計画に関しては、3・11の東日本大震災の様々な経験を踏まえ、防災対策を練り直した上で、耐震強度の問題や、津波対策、被災時の対策本部などの拠点機能についても盛り込んだ内容となっています。

今後は、9月22日に行なわれた同特別委員会に於ける審議を経た後、市当局によってまとめられた上記基本計画(素案)は、パブリックコメントにかけられる事となります。

【「新政ちがさき」の意見】フレキシブルに内応できる庁舎に!

現在の市庁舎が、耐震強度の問題はあったにしても、通常求められる耐用年数約60年と言われる中で、築35年での建て替えが必要な実情を踏まえ、新市庁舎は、60年、100年持つ建物とする事が必要である。もし、100年持つとすれば、求められる市庁舎機能は大幅な変更が必要な事態は想像できる。子孫の時代に求められる機能を

果たせるよう、本建物の多彩な要求に応えられるようになりフレキシブルな建物にする事を要望する。また、デザインや外観に囚われず強固な建物とするよう要望する。

●市民に開かれ気軽に交流できる庁舎に!

市庁舎の有効活用を推進するために、必要なセキュリティを確保しつつ、市民開放ができる施設にすることを要求する。そのためには、設計段階から、空きスペースや議会図書室など、市民開放を視野に入れた取組みを求める。

●適正な庁舎面積を!

既存の利用方法に囚われず、機能的な使用方法を検討し、必要な床面積を検討すべきである。不必要なスペースは極力減らす努力を要望する。現在、市が提示している延べ床面積は、14,000㎡～16,000㎡であるが、会派としては、「更に縮小して節約すべきである」という意見と「必要な面積はまだ足りない」という意見が出ており、延べ床面積に関しては統一した意見提出は、現時点では出来ませんで

した。

●旧庁舎の跡地の有効利用を!

新庁舎建設は、現在の市庁舎西側駐車場に計画されており、現本庁舎は取り壊される予定であります。

その跡地利用に関しては、「民間による生活利便施設や文化・レクリエーション施設、商業施設など集客性の高いサービス施設など、行政拠点地区内にふさわしく地区周辺の活性化に資する民間施設の導入を想定しています。」としているが、大切な公共资源であり、具体的な内容を示すのは時期尚早である。利用方法に関しては慎重な検討を要望する。

【注】我が会派には、市役所建て替えを前提とした議論に反対を表明する議員もおり、今回の新庁舎基本計画は、分庁舎化や本庁舎機能の見直しの検討が不十分であり、現在の庁舎機能的前提としている点や、耐震補強を行わない説明がまだ不十分である等の意見もあります。しかし、様々な議論が行なわれる中で、基本計画策定に関する経費に關しての反対意見や、住民投票を求める提案などが、議会

で否決されてきた経緯があります。また、教育委員会より香川小学校の通学特認区の訂正が出ましたので裏面に掲載しています。

事業名	不明水調査及び管更生事業	
事務事業	管路施設及び雨水吐の維持補修に係る事務	
議会評価	2	市民生活の安全性を確保するために必要な事業であり、引き続き事業を進めていく必要がある。
附帯意見	事業実施にあたって、常に事業手法に関する最新の情報を取り入れることにより効率化の余地もあると考える。また、茅ヶ崎市下水道整備計画との整合性を保ちつつ、施設の適切な保全管理が必要である。	

す。我が会派としては、建替え反対の議員もおりますが、「もし建替えるならば」との立場に立って「建替え反対だから何も意見を言わない」という立場はとりません。また、今議会にも、住民投票を行う事を求める陳情も出されております。総務常任委員会では否決されましたが、新庁舎建設までは、また時間がありません。今後とも、子孫に恥じない結果を出すために、慎重に議論をしていきたいと思っています。

【お詫びと訂正】前号で以下の事務事業評価が抜けていました。

香川小学校通学区域に特認地域を設ける取り組みについて

香川小学校区域のうち、

- ・ 「北陽中学校区」を「小出小学校及び鶴が台小学校特認地域」に指定
- ・ 「鶴が台中学校区」を「鶴が台小学校特認地域」に指定
- ・ 「鶴が台中学校区の一部」を「室田小学校特認地域」に指定

☒北陽中学校区の児童が、鶴が台小学校に指定変更した場合は、鶴が台中学校への通学も可とする。
 鶴が台中学校区の児童が、室田小学校に指定変更した場合は、松林中学校への通学も可とする。

特認地域とは

既存の通学区域は変更せず、通学する学校として指定された学校の他に、通学する学校を選択することができる地域のことです。

平成24年4月から、通学する学校として香川小学校に加え、鶴が台小学校や地域によっては小出小学校、室田小学校を選択できるようになります。

○香川小学校通学区域における選択可能な小・中学校フロー図

小学校区	中学校区	住所	選択可能な小学校	選択可能な中学校	
香川小学校	北陽中学校区	香川2丁目 (2～18番、20～31番)	香川小学校 小出小学校	北陽中学校	
		香川5丁目			
		香川6丁目			
		香川7丁目			
		香川			
		みずき1丁目			
		みずき2丁目			
		みずき3丁目			
	みずき4丁目	鶴が台中学校 鶴が台中学校			
	鶴が台中学校区		香川1丁目	香川小学校 鶴が台小学校	鶴が台中学校
			香川2丁目 (1番、19番)		
			香川3丁目		
			香川4丁目		
			松風台		
			甘沼		
西久保					
赤羽根	室田小学校	鶴が台中学校 松林中学校			